

日本司法支援センター 令和5年度業務実績評価の概要

1 評価の方針

令和4年度からの第5期中期目標期間においては、高齢者・障がい者等の司法に手が届きにくい人のニーズに応えること、法的支援の必要性に気付いていない人へのアプローチを図ること、社会のデジタル化の動きに対応して必要な法的支援を提供すること等に重点が置かれている。

令和5年度の業務実績については、各種取組が適切に実施され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

令和5年度の業務実績を総括的に見ると、中期計画及び年度計画における所期の目標をおおむね達成していると認められる。

評価されるべき令和5年度の取組としては

- 司法アクセス拡充のための体制整備について、地域課題を把握し、優先課題を解消する取組等を進めたほか、靈感商法等に関する取組を継続し、極めて短期間のうちに所要の準備を整え、特定被害者法律援助業務の開始に至るなど、社会のニーズに迅速かつ的確に応えたこと
- 民事法律扶助業務について、関係機関等との連携等により、出張相談及び特定援助対象者法律相談援助の各件数を増加させたほか、法律相談援助の Web 予約を全国展開するなどして、支援の充実や利便性の向上に努めたこと
- 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実について、多言語情報提供サービスによる対応件数を増加させたほか、令和6年能登半島地震の被災者に対し、速やかに被災者法律相談援助を開始するなどして、迅速かつ的確に対応したこと

等が挙げられる。

他方で、課題としては

- 常勤弁護士の退職者減少へ向け、必要に応じて対応策を講じるとともに、常勤弁護士の新規配置へ向けた具体的対応策の検討・実施状況等を明らかにし、さらに、長年にわたって新規配置が進まない地域における、常勤弁護士の配置に代わる司法アクセス向上の方策を検討すること
- 民事法律扶助業務における電話等相談援助実施件数の減少に関し、司法過疎対策を含む事業全体のデジタル化推進との関係等を踏まえつつ、対応策を検討すること

等が挙げられる。

3 今後の業務運営に向けた期待

当評価委員会としては、支援センターが、今後の業務運営を行うに当たり、前記課題の解決に向けて取り組むことに加え

- 社会の情勢やニーズ等を踏まえ、また、各地域における法的サービス提供への潜在的な需要の把握に努めつつ、国民の司法アクセス拡充を図ること
- 犯罪被害者支援業務について、必要な人員を確保するなどして、円滑に犯罪被害者等支援弁護士制度の運用を開始すること
- 事業の各分野におけるデジタル化の推進等により、業務運営をより一層効率化すること

等を期待したい。